

## 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針の考え方（５） - 報酬及び費用の基準（法第 65 条第 4 項第 6 号関係） -

「消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと」（第 65 条第 4 項第 6 号）の基本的な考え方（総論）

法第 65 条第 4 項第 6 号に規定される「消費者の利益の擁護の見地から不当なものではないこと」とは、以下のとおりに考えられる。

上限を定めるべきこと

上限を定めるに際しては、本制度が消費者の利益の擁護のための制度として持続的に機能すべきこと

相当多数の消費者に共通する費用の存在による消費者一人当たりの費用負担軽減を考慮すべきこと

被害回復関係業務に要する労力及び費用については、回収金額が極めて低額又は無い場合でも、対象消費者において一定額は負担すべきこと

報酬及び費用の上限は手続ごとに定めるべきこと

（説明）

### 1. 総論

被害回復関係業務の遂行においては、一定の費用の支出が不可避免的に生ずるところ、特定適格消費者団体が合理的な範囲内でこれを回収することができるようにすることが、本制度の持続性を保つ上で必要不可欠である。他方で、被害回復関係業務は消費者の利益の擁護を目的とするものであり、特定適格消費者団体が報酬又は費用を得る場合であっても、それが消費者の取戻額を不当に少なくするものであってはならない。

そこで、法は、特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を行うことに関し、授權を受けた消費者から報酬及び費用の支払を受けることができることとして、弁護士法第 72 条の例外として法第 76 条を設けつつ、特定適格消費者団体が被害回復関係業務に関して報酬又は費用を受ける場合は、報酬又は費用に関する規定を定め、その規定について、「被害回復関係業務に関して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと」が特定適格消費者団体の認定要件とされている（法第 65 条第 4 項第 6 号）。

（参考条文）

弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

## 2. 許容される報酬及び費用の上限を定めるべきこと

被害回復関係業務は、消費者の利益の擁護を目的とするものであり（法第1条）特定適格消費者団体が報酬又は費用を得る場合であっても、それが消費者の取戻額を不当に少なくするものであってはならない。

そこで、本指針では、「消費者の利益の擁護の見地から不当なものでない」の具体的内容として、特定適格消費者団体が被害回復関係業務に関して消費者から受け取ることができる報酬及び費用の上限となる基準を示すこととし、特定適格消費者団体においては、当該上限の範囲内で、消費者の利益擁護の観点から適切な報酬・費用基準に則って被害回復関係業務を行うこととする。

なお、本指針では、特定適格消費者団体が被害回復関係業務に関して消費者に請求することができる報酬及び費用の上限を定めるものであり、特定適格消費者団体が弁護士その他第三者との間で締結する契約における対価その他の内容について何ら言及するものではない。

3．上限を定めるに際しては、本制度が消費者の利益の擁護のための制度として本制度が持続的に機能すべきこと

(1) 報酬及び費用の上限を定めるに際しては、まず、本制度が消費者の利益の擁護を図るものであることを考慮する必要がある。後述のとおり、報酬及び費用の上限を定めるに際しては、本制度が持続的に機能し得るものであることに留意する必要があるが、事業者から回収した金額の過半が特定適格消費者団体の報酬及び費用として徴収されてしまうと本制度によって消費者の利益の擁護が図られたとはいいがたいものと思われる。そこで、報酬及び費用の上限を定めるに当たっては、このような事態を避けるよう配慮する必要がある。

また、本制度が消費者の利益の擁護を図るものであることからすると、最終的に消費者にかかる金銭的負担が、消費者が自ら個別に弁護士に依頼して訴訟を提起した場合に比して、相当程度軽減された合理的なものであることが必要である。

(2) また、報酬及び費用の上限を定めるに際しては、本制度が持続的に機能し得るものであることにも十分に留意する必要がある。

本制度は、共通義務確認訴訟を経て、簡易確定手続に至り、場合によっては異議後の訴訟に移行することが予定されている。そして、特定適格消費者団体は、簡易確定手続を含む民事訴訟に関する手続を弁護士に追行させなければならない(法第77条)、簡易確定手続においては、通知・公告を行い(法第25・26条)、授權に先立って対象消費者に説明を行わなければならないなど一定の労力又は費用の支出を要する。これを特定適格消費者団体が適正な報酬ないし費用として回収できないとすることは、特定適格消費者団体による本制度の活用を困難なものとし、本制度の担い手である特定適格消費者団体の安定的な運営を害しかねない。しかし、そのような事態は、消費者の特定適格消費者団体に対する期待に反し、ひいては、本制度の意義を大きく損なう結果となってしまふ。そこで、報酬及び費用の上限は、消費者の利益の擁護を図るようなものであると同時に、本制度が今後も活用されるよう、持続的に機能し得るようなものであることも求められる。

なお、本制度の対象となる案件は様々なものがあり、また、同一の事件においても、対象消費者の年齢等といった属性や対象消費者が証拠を保持しているか否かなどによって手間の要否が大きく異なる。そのため、上限を定めるといふ観点からすれば、標準的な事件のみを想定するのではなく、一定の困難性があると想定されるケースについても対応できるものであることが必要と考えられる。この観点から、当事者の属性、請求権の内容、証拠の有無・種類などの当該事案の特殊な要因により、特に労力や費用を要する場合には、消費者に相応の取戻分を確保できる限度内で例外を考えることのできる余地を認めるべきと考えられる。

#### 4．相当多数の消費者に共通する費用の存在による消費者一人当たりの費用負担軽減を考慮すべきこと

本制度は、相当多数の消費者の債権をまとめて請求することで費用を共通させることができる結果、消費者一人当たりの費用負担を軽減し得ることをその特徴とする。具体的には、本制度は、共通義務確認訴訟で共通義務の存否を判断し、かつ、簡易確定手続で個々の消費者の債権の額が確定されることによって、消費者の請求権全体について判断がされるものであるから、簡易確定手続に至る過程には、共通義務確認訴訟の追行及び簡易確定手続の申立て、法第 25 条に定める通知、法第 26 条に定める公告といった一連の行為が必然的に含まれるところ、これらに要する費用は、簡易確定手続において特定適格消費者団体に授権をした消費者に共通する費用である（もっとも、特定適格消費者団体の収支計算において、上記費用を簡易確定手続に係る費用とするか、費用とせず特定適格消費者団体の報酬その他の収入によって賄うこととするかは、特定適格消費者団体の自由な選択に委ねられる。）

そして、対象消費者が回収できる金額には多寡があるところであるが、金額の多寡に正比例して特定適格消費者団体の支出が増大するわけではない。したがって、対象消費者が回収できる金額が A 円の場合に、適正な報酬及び費用の上限が A 円のうちの X % だとして、A 円よりも高額な回収があった場合に適正な報酬及び費用の上限は A 円のうちの X % よりも軽減された割合となる。

また、授権を受ける対象消費者が増加した場合、個々の対象消費者と面談・協議する手間等については対象消費者の数に正比例する。しかしながら、共通義務確認訴訟や公告など多数の対象消費者に共通する負担については対象消費者の数に正比例するわけではなく、一定の業務の効率化が図られる。したがって、この業務の効率化が図られる範囲については、授権を受ける対象消費者の数が増加した場合に、報酬及び費用の割合を軽減させることが考えられる。

したがって、報酬及び費用の上限は、回収される金額、授権を受ける対象消費者の人数を問わず一律の割合とすることは適当でないと考えられる。

5．被害回復関係業務に要する労力及び費用については、回収金額が極めて低額又は無い場合でも、対象消費者において一定額は負担すべきこと

報酬及び費用の上限は、回収された金額のうちの割合をもって示すことが考えられるが、回収された金額が極めて低額又は無い場合があり得る。しかし、共通義務確認訴訟及び上記通知・公告・説明のための労力及び費用など、本制度上当然に発生することが見込まれている支出が存在することを踏まえ、被害回復関係業務の事務処理に要する労力の対価及び費用については、特定適格消費者団体において、消費者から一定額の回収ができるようにすることが考えられる。

なお、弁護士に訴訟を委任する場合には委任に際して着手金を支払うことが一般的であることからして、特定適格消費者団体が授権に際して着手金の支払を求めることが想定されるところ、着手金の支払を求める場合、最終的に受領することが許容される報酬及び費用が着手金として受領した額を下回ることとなると、その差額を返還しなければならないこととなるが、そのような事態は、消費者と特定適格消費者団体との間に無用のトラブルが生じかねず、また、消費者と特定適格消費者団体の権利関係を複雑にするおそれがある。そこで、着手金の支払を求める場合には、差額の返還がないように配慮する必要がある。

また、上記のように、認容額が結果的に極めて低額又は無い場合であっても、消費者が一定額の負担をする場合があることは、授権契約の際の説明において、消費者に誤解が生じないよう適切な説明をすることを徹底すべきである。

## 6．報酬及び費用の上限は手続ごとに定めるべきこと

本制度は、共通義務確認訴訟を経て、簡易確定手続に至り、場合によっては異議後の訴訟に移行することが予定されている。しかし、常に異議後の訴訟に移行するとは限られないため、異議後の訴訟に移行した場合の報酬及び費用の上限は、簡易確定手続のみ場合の報酬及び費用とは別に加算することが考えられる。

そして、異議後の訴訟において加算される報酬及び費用の上限を定めるに際しては、以下のような事情を考慮する必要がある。

まず、異議後の訴訟においては、訴えの変更や反訴提起が認められないなどの例外（法第 54 条）を除いて原則として通常の民事訴訟手続と同様の審理が行われること、事業者側の争う姿勢が鮮明であることが想定され得ることのほか、対象消費者が当事者となって訴訟追行をすることもあり得、特定適格消費者団体と他の者（消費者が依頼する弁護士等）との間で市場原理による競争があり不当な報酬及び費用は自ずと排除されることを考慮する必要がある。

しかし、他方では、異議後の訴訟は、共通義務確認訴訟の認容判決を前提とし、かつ、簡易確定手続における事業者による認否、裁判所による簡易確定決定等を経ているため、争点はある程度明確化しており、少なくとも初動において要する労力等は通常の訴訟に比して低減していると考えられる。また、通常の訴訟で一般に許容され得る報酬及び費用と、異議後の訴訟で許容される報酬及び費用の上限を同一にしてしまうと、事業者の判断により異議後の訴訟に移行した場合に、当該対象消費者は、決して望んでいなかった支出を強いられるか、本人自らが訴訟を追行せざるを得ない状況に陥るおそれがある。そこで、異議後の訴訟の報酬及び費用の上限を定めるに際しては、これらの観点も考慮する必要があると考えられる。

そのほか、異議後の訴訟のみならず、民事執行手続や証拠保全手続が必要になる場合もあり得る。これらの手続は特別に必要な手続であることから、これらの手続の報酬及び費用の上限は、簡易確定手続のみの場合に加算することが考えられる。